

デジタル関係制度改革検討会

デジタル法制ワーキンググループの開催について

- 1 デジタル関係制度改革検討会の下、新規法令等のデジタル原則への適合性の確認プロセス・体制構築、法制事務のデジタル化、法令データのベース・レジストリ整備、法令データの利活用促進の検討等を行うため、デジタル法制ワーキンググループ(以下「ワーキンググループ」という。)を開催する。
- 2 ワーキンググループの構成員は、次のとおりとする。ただし、主査は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

主査 デジタル庁統括官

構成員 法制事務、法令データ利活用に関し優れた識見を有する者のうちから主査が指名する者
- 3 ワーキンググループの庶務は、戦略・組織グループにおいて処理する。
- 4 前各項に定めるもののほかワーキンググループの運営に関する事項その他必要な事項は、主査が定める。